

- 上記の理由に該当しない方は、特別徴収対象者となります。
- 普通徴収該当理由書の提出がない場合、特別徴収対象者となります。
- 普通徴収の方がいる場合、この仕切紙により理由区分ごとに分類してください。
- 普通徴収に該当する従業員については、必ず個人別明細書の摘要欄に該当する理由区分(普A～普F)を記入してください。(理由が重複する場合は、1つのみ記入)
- 普Cの休職者とは、5月末日以降給与の支払いがない場合に限ります。
- 給与支払報告書をe L T A Xによりご提出いただく場合は、総括表及び普通徴収該当理由書の提出は不要です。給与支払報告書データの普通徴収欄にチェックを入れ、摘要欄に理由区分(普A～普F)を入力してください。なお、普通徴収欄にチェックがない場合は、理由区分入力の有無に関わらず特別徴収となりますのでご了承ください。